

# 猿払村耐震改修促進計画

平成23年3月

猿払村

# 目 次

---

## 序章 計画策定の目的

- (1) 計画策定の背景 . . . . . 1
- (2) 計画の目的 . . . . . 4
- (3) 計画の位置づけ . . . . . 4

## 第1章 住宅および建築物の耐震化の現状と被害の想定

- (1) 地震の規模（想定地震、震度分布） . . . . . 8
- (2) 地震の被害（建物被害、人的被害） . . . . . 11

## 第2章 耐震化の目標

- (1) 耐震化の現状 . . . . . 17
- (2) 耐震化の目標 . . . . . 22

## 第3章 耐震改修促進に向けた施策の方針

- (1) 耐震診断及び耐震改修促進の基本方針 . . . . . 25
- (2) 地震時に通行を確保すべき道路 . . . . . 25
- (3) 重点的に耐震化を推進する地域と建築物 . . . . . 26
- (4) 支援施策 . . . . . 32

## 第4章 耐震改修促進に向けた普及啓発、知識の普及に向けた方針

- (1) 耐震化に係る啓発活動 . . . . . 34
- (2) 総合的な安全対策など関連施策の推進 . . . . . 39

## 序章 計画策定の目的

### (1) 計画策定の背景

#### ①北海道における地震発生状況

北海道においては、慶長 16 年 (1611 年) の三陸沖地震以来、現在までの 400 年弱の間に、100 回以上も大規模な地震が発生しており、戦後から現在までの状況をみると、十勝沖地震 (昭和 27 年及び昭和 43 年)、チリ地震 (昭和 35 年、津波)、根室半島南東沖地震 (昭和 48 年)、浦河沖地震 (昭和 57 年)、日本海中部地震 (昭和 58 年、津波) が発生し、近年では、釧路沖地震 (平成 5 年)、北海道南西沖地震 (平成 5 年)、北海道東方沖地震 (平成 6 年)、十勝沖地震 (平成 15 年)、そして東北地方太平洋沖地震 (平成 23 年) などの大きな被害を及ぼす大規模地震が頻発しています。

このような状況の中、「北海道では、他地域に比べ、明治以前の地震の資料が極めて少ないため、道内のどの地域においても、大規模な地震が発生する可能性があることに、特に留意する必要がある」と指摘されています。

表 1 近年の地震災害発生状況

	発生年月日 地震災害名	震央 (旧測地系)	規模 (M)	最大震度 (気象官署)	被害状況
①	平成 5 年 1 月 15 日 釧路沖地震	釧路沖 N42° 51' E144° 23'	7.8	6 釧路 5 帯広、広尾、浦河	死者 2、負傷者 966、 住家全壊 53、半壊 254
②	平成 5 年 7 月 12 日 北海道南西沖地震	北海道南西沖 N42° 47' E139° 12'	7.8	5 小樽、寿都、江差、 深浦	渡島、桧山、特に奥尻 に大被害、大津波 死者 201、行方不明 28、 負傷者 323 住家全壊 601、半壊 408
③	平成 6 年 10 月 4 日 北海道東方沖地震	北海道東方沖 N43° 22' E147° 40'	8.1	6 釧路、厚岸、中標 津 5 根室、広尾、浦河	負傷者 436、住家全壊 61、半壊 348
④	平成 15 年 9 月 26 日 十勝沖地震	釧路沖 N41° 46' E144° 04'	8.0	6 弱 新冠、静内、浦 河、鹿追、釧路 他	行方不明 2、負傷者 847、住家全壊 116、半 壊 368
⑤	平成 23 年 3 月 11 日 東北地方太平洋沖地震	三陸沖 N38° 6' E142° 51'	9.0	7 宮城県北部 6 強：宮城県(南部・中 部)、福島県(中通り・ 浜通り)、茨城県(北 部・南部)、栃木県(北 部・南部) ※北海道は 1~3	【全国】 死者 10,469、行方不明 者 13,742、負傷者 3,006、建物全壊 11,205、半壊 8,578 【北海道】 死者 1、負傷者 3、床 上浸水 356、床下浸水 410、一部破損 4

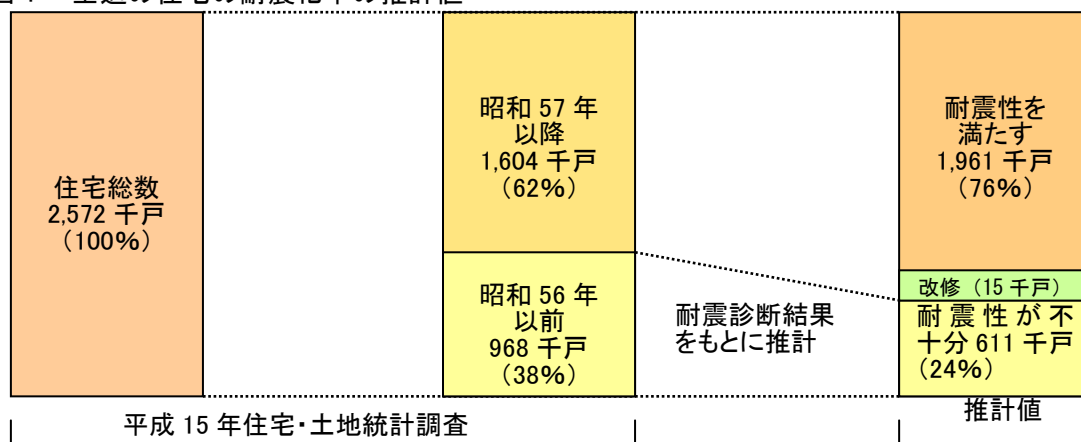
資料：①～④北海道耐震改修促進計画 (平成 18 年 12 月) ⑤新聞等 (平成 23 年 3 月)

## ②北海道における想定地震による建築物被害

阪神・淡路大震災の被害状況の報告（平成 7 年 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告）によると、昭和 56 年以前に建築された建築物の約 70%は、阪神・淡路大震災において小破以上の被害を受け、死亡者のほとんどは、建築物の倒壊や家具の転倒によるものと考えられています。

計画では、平成 15 年の住宅・土地統計調査の結果から、全道の住宅（持ち家）の耐震化率を、およそ 76%と推計しています。

図 1 全道の住宅の耐震化率の推計値



資料：北海道耐震改修促進計画（平成 18 年 12 月）

表 2 想定地震による全道の建築物被害予測

地震の種類	規模	建築物被害					
		木造		非木造		総計	
		全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数
石狩地震	M6.75	421	5,685	54	622	475	6,307
北海道東部地震	M8.25	1	49	0	13	1	62
釧路北部地震	M6.5	16	201	4	32	20	233
日高中部地震	M7.25	763	3,938	37	200	800	4,138
留萌沖地震	M7.0	0	1	0	0	0	1
後志沖地震	M7.75	0	0	0	0	0	0
十勝沖・釧路沖の地震	M8.2	1,807	12,283	128	824	1,935	13,107
根室沖・釧路沖の地震	M8.3	48	853	9	119	57	972

資料：北海道耐震改修促進計画（平成 18 年 12 月）

### ③地方自治体における耐震改修促進計画策定の必要性

国では、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災を教訓に、住宅・建築物の倒壊等の被害から人命を守るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号 以下「耐震改修促進法」という）を平成 7 年 10 月に制定しています。

また、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 19 年 3 月の能登半島地震、そして同年 7 月の新潟県中越沖地震等大規模な地震が頻発し、住宅・建築物の倒壊等の大被害が生じており、大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

そのような中、国の中央防災会議（内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成）で決定された「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」（平成 17 年 3 月 以下「地震防災戦略」という）では、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のために、建築物の耐震改修を最も重要な課題とし、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置づけています。

その後、「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成 17 年 9 月、中央防災会議）では、建築物の耐震改修について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」としています。

以上のことから、国は、「地震防災戦略」等を踏まえ、平成 17 年 11 月に耐震改修促進法を改正し、平成 18 年 1 月に基本的な方針を定めました。

この方針では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27 年までに、少なくとも 9 割とすることを目標として設定しており、北海道では北海道耐震改修促進計画（平成 18 年 12 月 28 日）を策定しています。

以上のことから、猿払村においても、早急に「耐震改修促進計画」の策定に努めることが必要になっています。

表 3 耐震改修促進法改正のポイント

分野	改正のポイント
計画的な耐震化の促進	・国は基本方針を作成し、都道府県は耐震改修促進計画を作成（市町村は作成するように努める）
建築物に対する指導等の強化	・道路を閉塞させる住宅等に指導及び助言を実施 ・地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加（従来の指示等は、百貨店、劇場等不特定多数利用の建築物が対象） ・地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表 ・倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令
支援措置の拡充	・耐震改修計画の認定に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加 ・耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

## (2) 計画の目的

猿払村耐震改修促進計画（以下「本計画」という）は、村内の住宅及び建築物の耐震化を促進するため、新耐震基準（※）導入前に建てられた建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進し、地震災害から村民の生命及び財産を守ることを目的とします。

※新耐震基準：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行令の改正（昭和 56 年 6 月 1 日）により、一次設計、二次設計の概念が導入されたもので、中地震（震度 5 強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度 6 強程度）では崩壊から人命を保護することを目標とした新しい耐震基準

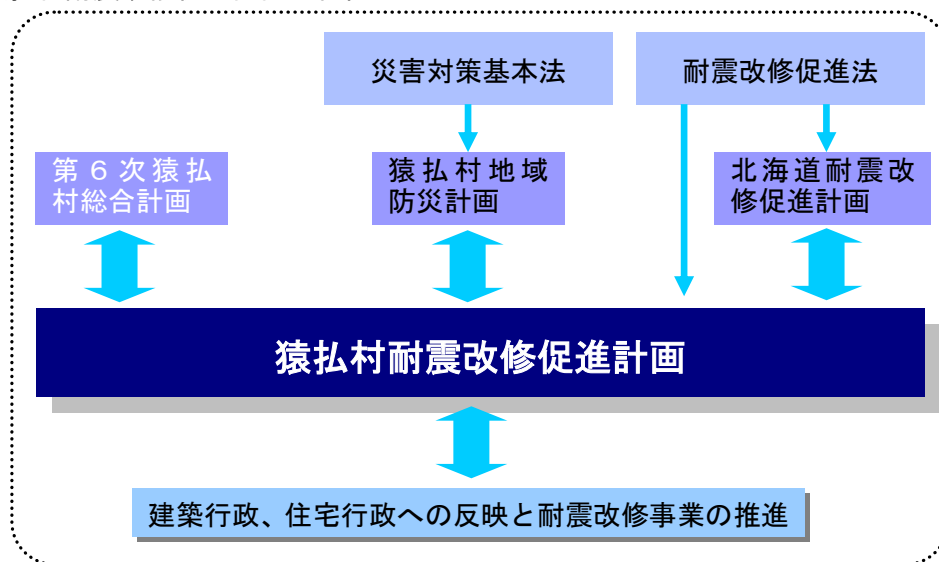
## (3) 計画の位置づけ

### ①計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 5 条第 7 項に基づき策定する計画です。

本計画は、北海道の耐震改修の基本方針を定めた「北海道耐震改修促進計画」の他、「猿払村まちづくり基本計画（第 6 次猿払村総合計画）」及び「猿払村地域防災計画」等との整合を図り、猿払村の住宅、建築物の耐震化を計画的に進めるものです。

図 2 猿払村耐震改修促進計画の位置づけ



### ②計画の期間

本計画の計画期間は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の社会経済状況の変化や関連計画の改訂等に対応するため、おおむね 5 年を目途に中間時点での実績等を把握するとともに、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

### ③対象建築物

本計画は、住宅と建築物（民間所有、猿払村所有）を対象とします。

民間が所有する建築物（民間建築物）は、すべての住宅と耐震改修促進法第6条に該当する特定建築物を対象とし、猿払村所有建築物（村有建築物）は、すべての公的住宅（公営住宅等）と耐震改修促進法第6条等に該当する建築物を対象とします。

それらの建物のうち、建築基準法施行令の改正により新耐震基準が導入された昭和56年（1981年）6月1日より前の基準で建てられた建築物（確認申請・着工・竣工の時期を考慮し、1981年度以前に建設された施設）で、耐震性が確保されていない建築物については、“優先的に耐震化を図る必要のある建築物”と位置づけます。

なお、耐震化の実現にむけて、住民は、自らが所有又は管理する建築物について、地震に対する安全性の確保に努める必要があります。

表4 計画の対象とする建築物（住宅・特定建築物等）の一覧表

種類	区分	内容
民間建築物	住宅	戸建住宅、共同住宅
	特定建築物※2	猿払村漁業協同組合
村有建築物 ※1	不特定多数の者が利用する村有施設※2	鬼志別小学校、浜鬼志別小学校、知来別小学校、拓心中学校、スポーツセンター、農村環境改善センター、生活改善センター、ふるさとの家1号館、ふるさとの家2号館、猿払村役場
	上記の内、村立小中学校等	鬼志別小学校、浜鬼志別小学校、知来別小学校、拓心中学校
	その他の村有施設	公的住宅（公営住宅、教職員住宅）

※1：利用者が継続的に利用しない建築物などは除きます。

※2：耐震改修促進法第6条1号の規模・用途要件に該当する建築物を対象とします。

表5 耐震改修促進法に基づく規模別の施設用途（不特定多数の者が利用する施設）

規 模	用 途（主要なものを抜粋）
階数2以上 かつ500㎡以上	・幼稚園、保育所
階数2以上 かつ1,000㎡以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000㎡以上	・体育館（一般公共の用に供されるもの）
階数3以上 かつ1,000㎡以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校以外の学校 ・病院、診療所 ・集会所、公会堂 ・ホテル、旅館 ・賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 ・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く） ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

表6 耐震改修促進法に基づく1号特定建築物の用途別規模要件

法第6条	用途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件
1号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校（高校、大学等）	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	賃貸住宅（共同住宅に限定）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	
車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署、その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が北海道耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	—

## ■ 2号特定建築物

猿払村においては、下表の要件に該当する2号特定建築物はない。

表7 耐震改修促進法第6条第2号に規定する特定建築物の要件

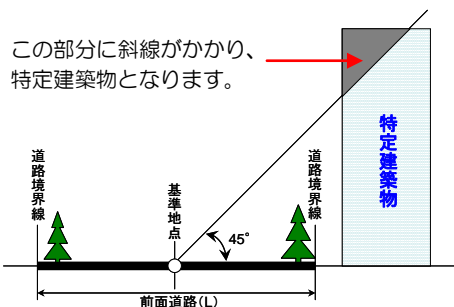
危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10t 5t 50万個 500万個 5万個 500km 2t 10t 5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30t
④ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m <sup>3</sup>
⑤ マッチ	300 マッチトン
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2万 m <sup>3</sup>
⑦ 圧縮ガス	20万 m <sup>3</sup>
⑧ 液化ガス	2,000t
⑨ 毒物及び劇薬取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20t
⑩ 毒物及び劇薬取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200t

## ■ 3号特定建築物

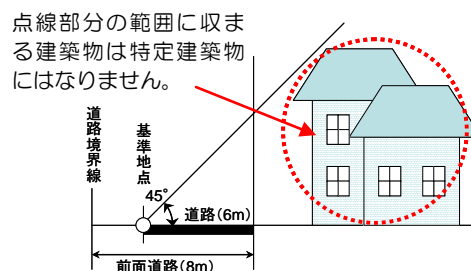
3号特定建築物は、北海道が指定する「地震時に通行を確保すべき道路」の沿道で、下記のような考え方にに基づき判断する。

- ・耐震改修促進法第6条第3号に規定される特定建築物は、以下に示される要件（基準地点から45度の傾斜角で伸ばした直線を超える）を満たす建築物となる。

- ①前面道路幅員が12mを超える場合：  
幅員の1/2の高さ+前面道路までの水平距離を超える高さの建築物



- ②前面道路幅員が12m以下の場合：  
6m+前面道路までの水平距離を超える高さの建築物



## 第1章 住宅および建築物の耐震化の現状と被害の想定

### (1) 地震の規模（想定地震、震度分布）

#### ① 想定地震

猿払村で想定する地震としては、北海道耐震改修促進計画を踏まえ、北海道地域防災計画、中央防災会議で公表されているものから「十勝沖・釧路沖の地震」を対象とするとともに、地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）で想定されているものから「増毛山地東縁断層帯による地震」及び、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定します。

なお、地震調査研究推進本部による想定地震については、「今後の重点的調査観測について」（平成17年8月30日）において、新たに「サロベツ断層帯」など全国で12の断層帯において“基盤的調査観測の基準を満たすこと”が判明しています。（その後の調査で、「幌延断層帯」は存在しないことが判明）

よって、将来的には、「サロベツ断層帯」の基盤的調査結果などを踏まえた対策が必要になる可能性があります。

図1-1 北海道地域防災計画、中央防災会議の想定地震の位置

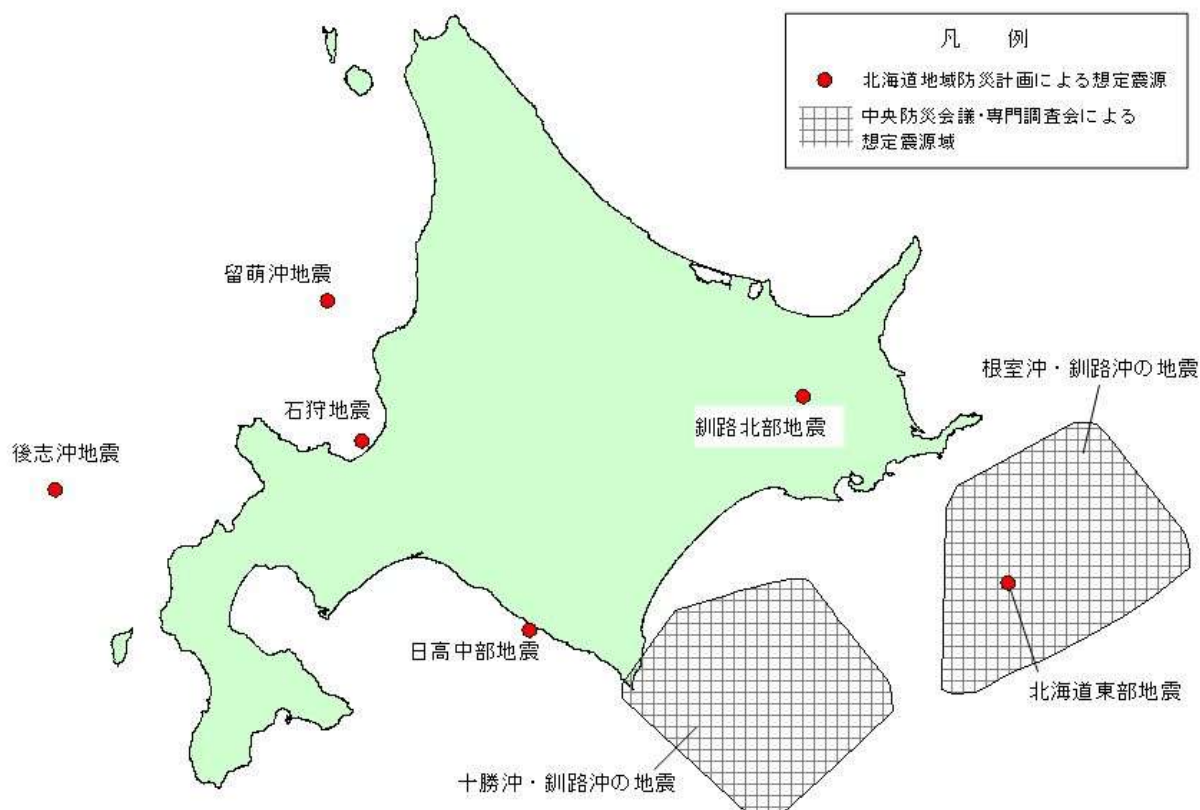
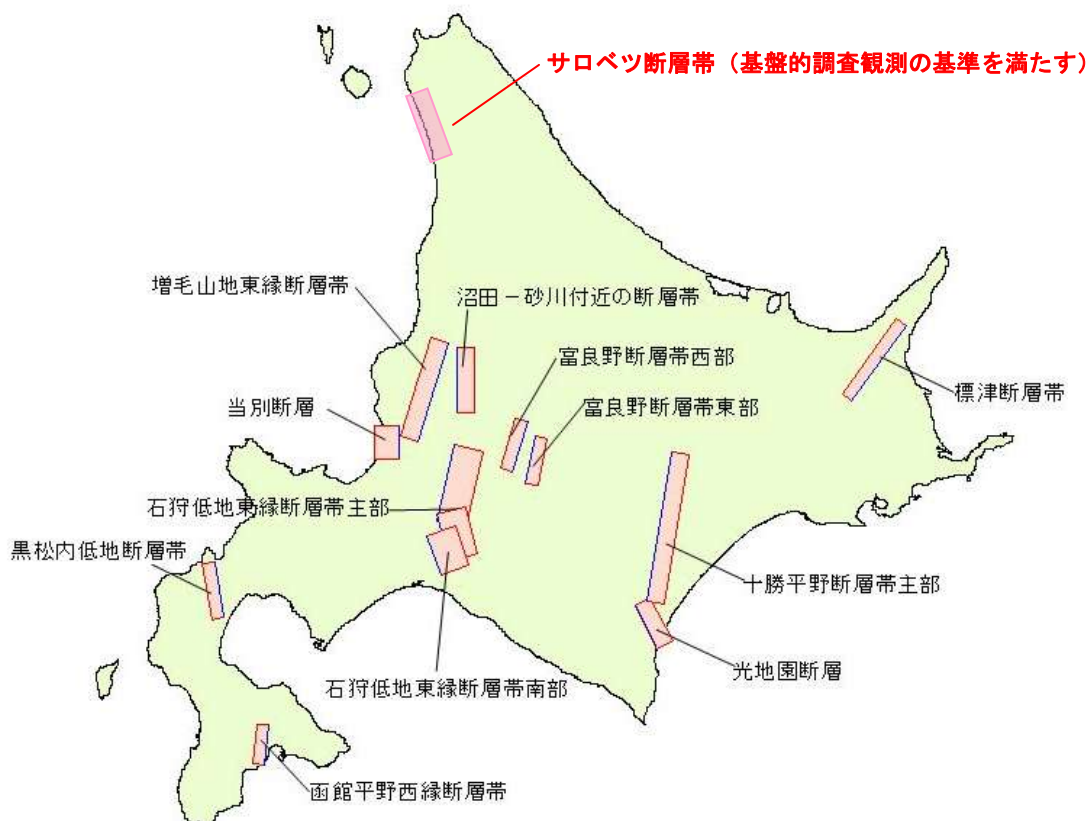


図 1 - 2 地震調査研究推進本部の想定地震の位置



※サロベツ断層帯については、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価報告（ホームページに掲載）を参照

## ②震度分布

猿払村で想定する主要 3 地震による震度分布は、次頁の図の通りとなります。

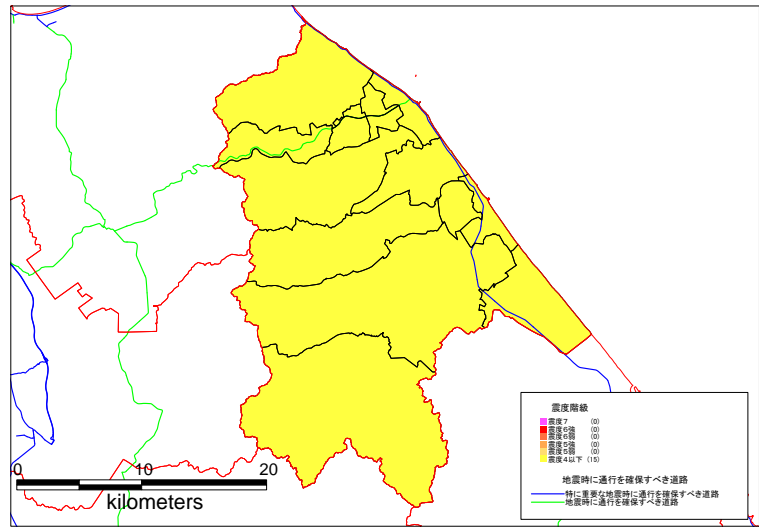
なお、震度分布図を作成するための計算過程では計測震度を使用していますが、気象庁の震度階級と計測震度との関係は以下の通りとなっています。

表 1 - 1 計測震度と震度階級の関係

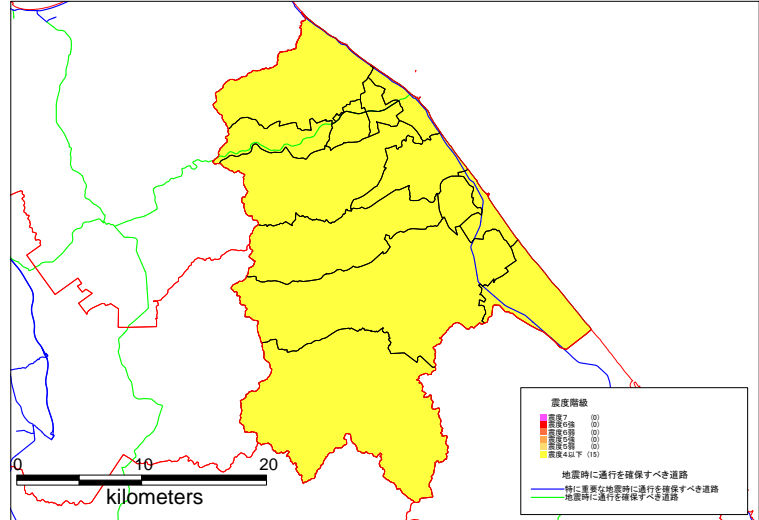
気象庁の震度階級	震度 4 以下	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
計測震度	—4.4	4.5—4.9	5.0—5.4	5.5—5.9	6.0—6.4	6.5—

図1-3 想定地震による震度分布想定図

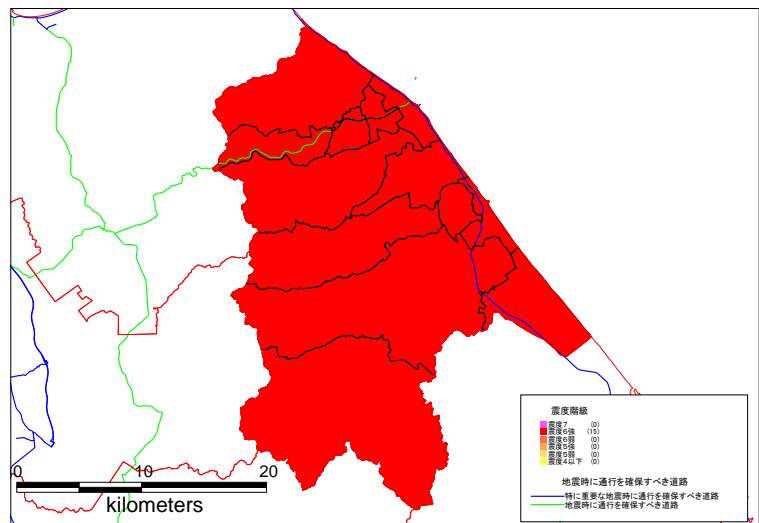
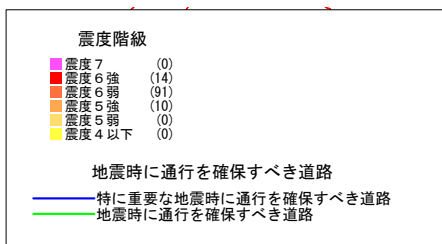
【十勝沖・釧路沖の地震の震度分布想定】



【増毛山地東縁断層帯の震度分布想定】



【全国どこでも起こりうる直下の地震の震度分布想定】



資料：「市町村ゆれやすさマップ」（北海道立北方建築総合研究所）

## (2) 地震の被害（建物被害、人的被害）

### ①建築物被害

猿払村で想定する主要3地震による建築物被害は、平成22年現在の建築物データを使って推定すると、次のようになります。

最も被害が大きくなると予想されるのは、「全国どこでも起こりうる直下の地震」で、建物全体の約34.8%、843棟が全半壊すると推定されます。

特に、住宅を中心とした木造建物の被害が大きくなると想定されます。

なお、「十勝沖・釧路沖の地震」および「増毛山地東縁断層帯による地震」では、建物の被害は軽微なものにとどまると推定されます。

表1-2 建築物被害（棟数、%）

	木造建築物			非木造建築物			建築物(合計)		
	全壊棟数	半壊棟数	合計	全壊棟数	半壊棟数	合計	全壊棟数	半壊棟数	合計
十勝沖・釧路沖の地震 (M8.2)	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%
増毛山地東縁断層帯による地震 (M7.8)	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%
全国どこでも起こりうる直下の地震 (M6.9)	250.9 16.5%	441.5 29.1%	692.4 45.6%	45.5 5.1%	104.7 11.6%	150.2 16.7%	296.4 12.2%	546.2 22.6%	842.6 34.8%
建物合計	1,519			901			2,420		

## ②人的被害

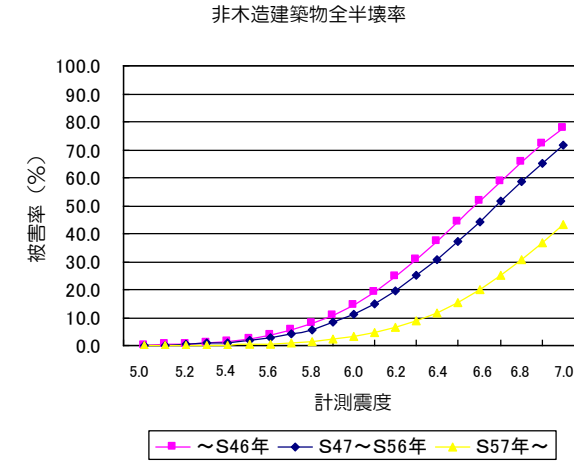
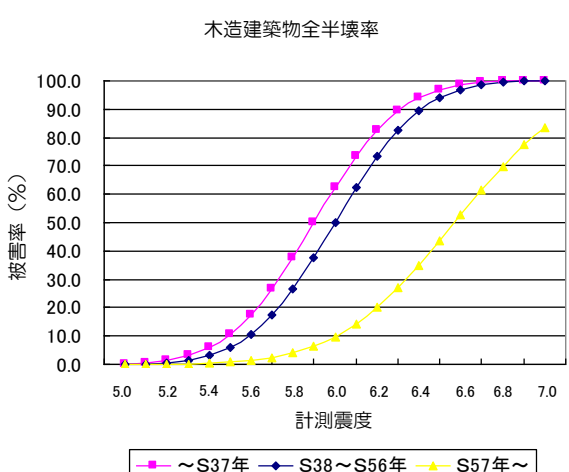
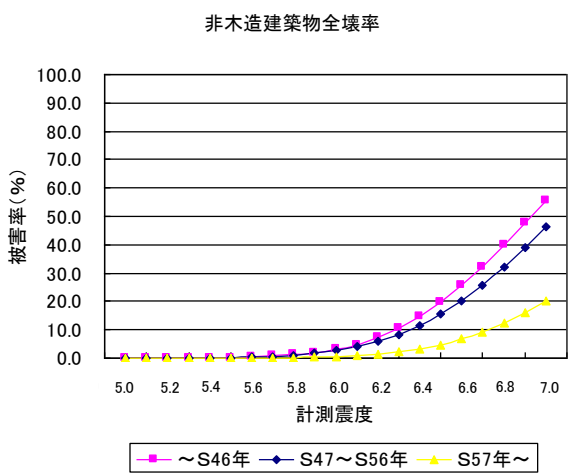
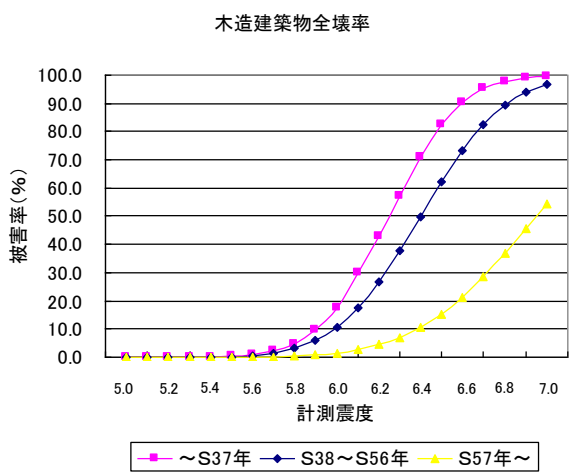
猿払村で想定する主要3地震による人的被害は、平成22年の住民基本台帳人口を使って推定すると、次のようになります。

最も被害が大きくなると予想されるのは、建築物の場合と同様に「全国どこでも起こりうる直下の地震」で、68人前後の死傷者の発生が推定されます。

表1-3 人的被害（人、％）

	死者数	負傷者数			死傷者数
		合計	重傷者数	軽傷者数	合計
十勝沖・釧路沖の地震 (M8.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
増毛山地東縁断層帯による地震 (M7.8)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全国どこでも起こりうる直下の地震 (M6.9)	2.8	65.4	3.7	61.7	68.1
	0.1%	2.3%	0.1%	2.2%	2.4%
人口合計	2,804.0				

参考：震度と被害率の関係



資料：「北海道耐震改修促進計画」平成 18 年 12 月

参考：計測震度と全壊率

計測震度	建物全壊率					
	木造建築物			非木造建築物		
	～S37年	S38～S56年	S57年～	～S46年	S47～S56年	S57年～
5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
5.5	0.3	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
5.6	0.8	0.6	0.1	0.4	0.4	0.1
5.7	2.1	1.4	0.2	0.7	0.6	0.1
5.8	4.8	3.0	0.4	1.2	1.0	0.2
5.9	9.7	5.9	0.9	2.0	1.7	0.4
6.0	17.7	10.6	1.5	3.1	2.6	0.6
6.1	29.9	17.4	2.7	4.8	3.9	1.0
6.2	42.7	26.6	4.4	7.2	5.8	1.5
6.3	57.3	37.7	7.0	10.4	8.2	2.3
6.4	71.1	50.0	10.6	14.5	11.4	3.3
6.5	82.3	62.3	15.3	19.5	15.4	4.8
6.6	90.3	73.4	21.3	25.5	20.2	6.7
6.7	95.2	82.6	28.5	32.3	25.8	9.1
6.8	97.9	89.4	36.7	39.7	32.2	12.2
6.9	99.2	94.1	45.5	47.6	39.1	15.9
7.0	99.7	97.0	54.5	55.6	46.3	20.2

参考：計測震度と半壊率

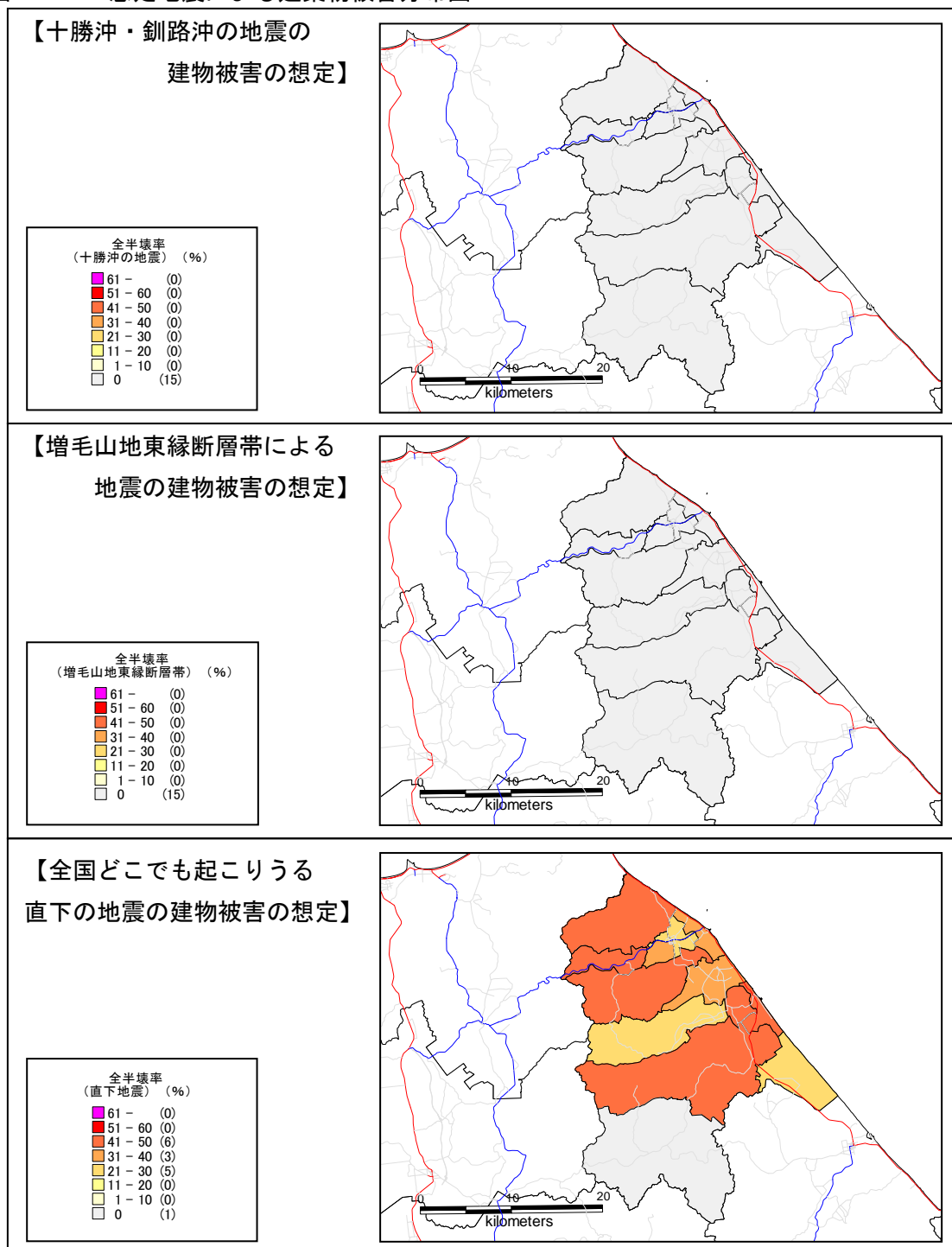
計測震度	建物全半壊率					
	木造建築物			非木造建築物		
	～S37年	S38～S56年	S57年～	～S46年	S47～S56年	S57年～
5.0	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0
5.1	0.6	0.2	0.0	0.4	0.2	0.0
5.2	1.4	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1
5.3	3.0	1.4	0.2	1.0	0.7	0.1
5.4	5.9	3.0	0.4	1.6	1.1	0.2
5.5	10.6	5.9	0.8	2.5	1.8	0.3
5.6	17.4	10.6	1.4	3.7	2.7	0.6
5.7	26.6	17.4	2.4	5.5	4.0	0.9
5.8	37.7	26.6	4.0	7.8	5.8	1.4
5.9	50.0	37.7	6.4	10.8	8.2	2.1
6.0	62.3	50.0	9.8	14.6	11.2	3.1
6.1	73.4	62.3	14.3	19.1	15.0	4.5
6.2	82.6	73.4	20.0	24.5	19.6	6.4
6.3	89.4	82.6	27.0	30.5	24.9	8.8
6.4	94.1	89.4	35.0	37.2	30.9	11.8
6.5	97.0	94.1	43.7	44.2	37.4	15.5
6.6	98.6	97.0	52.7	51.5	44.3	19.8
6.7	99.4	98.6	61.6	58.6	51.4	24.9
6.8	99.8	99.4	69.9	65.5	58.5	30.6
6.9	99.9	99.8	77.3	72.0	65.3	36.7
7.0	100.0	99.9	83.6	77.7	71.6	43.3

資料：「北海道耐震改修促進計画」平成 18 年 12 月

### ③建築物被害の地域分布

猿払村における建築物被害の地域分布を「全国どこでも起こりうる直下の地震」で想定した場合、地域別の被害割合の差異は部分的にみられる程度でほぼ均一です。

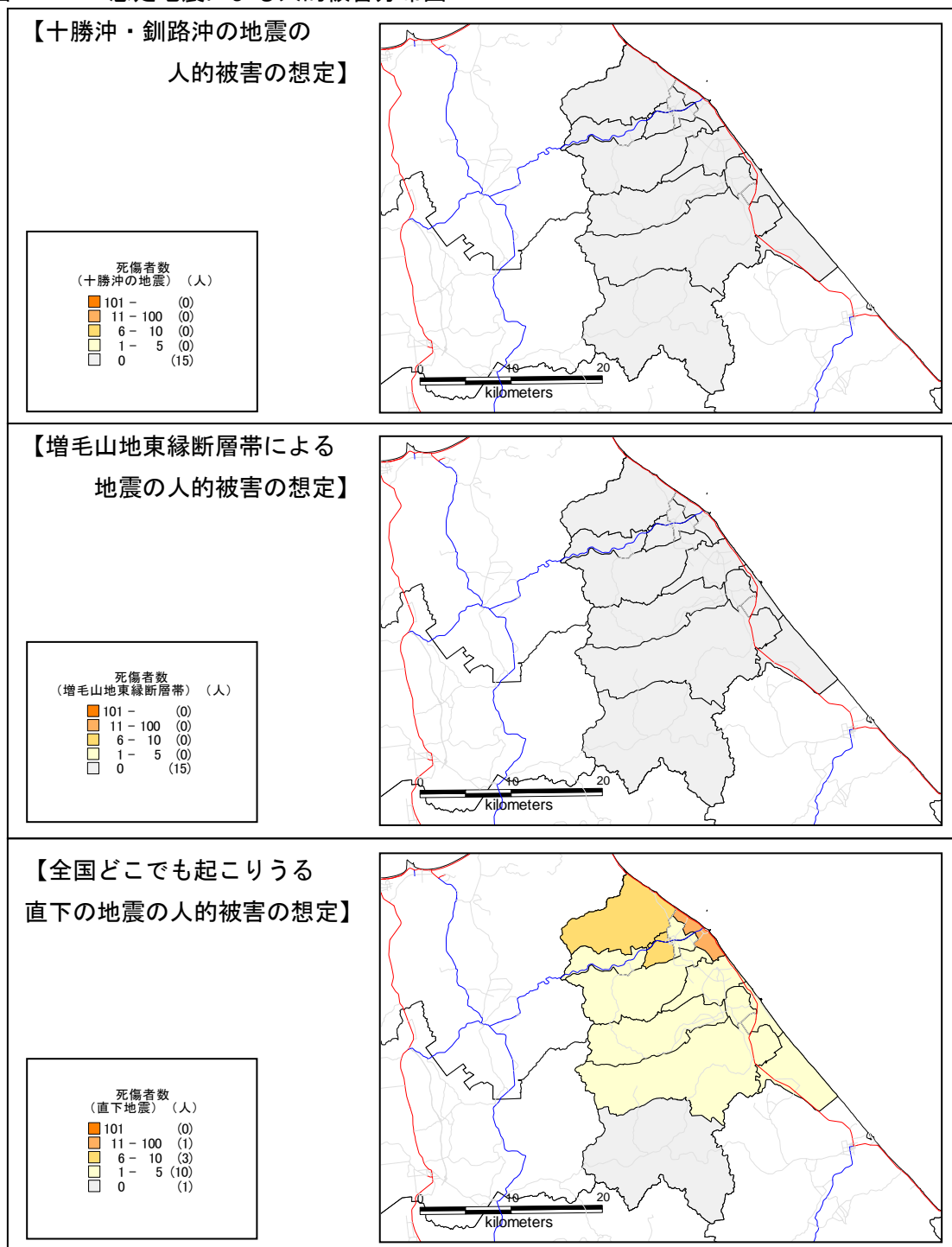
図 1-4 想定地震による建築物被害分布図



#### ④人的被害の地域分布

猿払村における人的被害の地域分布を「全国どこでも起こりうる直下の地震」で想定した場合、被害割合が大きい地域は、知来別、浜鬼志別、鬼志別などとなっています。

図 1-4 想定地震による人的被害分布図



## 第2章 耐震化の目標

### (1) 耐震化の現状

#### ①住宅の現状

平成17年度の北方建築総合研究所の独自調査より、猿払村における住宅の耐震化の現状をとりまとめると、下表のようになります。

昭和56年以前に建築された住宅について、耐震性を有する住宅の割合を国や北海道の方法と同様に推定すると、猿払村では住宅総数866戸に対し、耐震性を有する住宅数は614戸、耐震化率は70.9%と推定されます。

なお、昭和56年は新耐震基準が導入された年ですが、それに基づく建築行為は昭和57年以降に実施されたと想定します。(昭和56年以前に建築(竣工)した場合は「新耐震基準施行以前」の建築物とし、昭和57年以降に建築(竣工)した場合は「新耐震基準施行以降」の建築物とします)

表2-1 住宅の耐震化の現状

建て方	総数 (戸)	昭和56年以前建築			昭和57 年以降建 築 (戸)	耐震化済 み戸数 (戸)	耐震化率 (%)
		合計 (戸)	内耐震性 を有する (戸)	内耐震改 修済み (戸)			
木造戸建	823	394	150	0	429	579	70.4
非木造共同 住宅	43	35	27	0	8	35	81.4
合計	866	429	177	0	437	614	70.9

資料：建築物の耐震化に係わる基礎調査 (H18.02 北方建築総合研究所)

※-1：昭和56年以前の住宅の耐震性を有する住宅の数は、非木造共同住宅等に関しては国の全国の耐震適合率より76%、木造戸建住宅に関しては北海道の調査結果より38%が耐震性を執するものとして推定した値

※-2：木造戸建住宅のうち、耐震改修済み戸数は、不明なので0とした。(本来は、詳細調査が必要である)

## ②民間建築物の現状

猿払村において、民間企業が所有する特定建築物は、昭和 56 年以前に竣工した「猿払村漁業協同組合」（事務所で該当）のみとなっています。（同じく昭和 56 年以前に竣工した「東宗谷農業協同組合猿払支所」は規模要件（階数）で該当しません）

表 2-2 特定建築物の状況

	構造・階数	建設年月日	建築面積	延床面積
猿払村漁業協同組合 ※建築確認申請台帳	鉄骨構造 3階建て	昭和 51 年 9 月 30 日	619.7 m <sup>2</sup>	2,080.9 m <sup>2</sup>

## ③村有建築物の現状

### i) 特定建築物

猿払村が所有・運営する特定建築物の 10 施設の耐震化の状況は、昭和 57 年以降に竣工した建築物が 8 棟（80%）、昭和 56 年以前に竣工した建築物（昭和 56 年以前に竣工した施設を含む建物）が 2 棟（20%）となっています。

新耐震基準施行以前に竣工した建築物（2 棟）については耐震診断により耐震性の有無を早期に把握することが必要な状況にあります。

### ii) 避難施設・地震防災上重要な施設

猿払村の地域防災計画で位置づけられ、地震防災上重要な役割を担っている避難施設（15 棟）に関しては、昭和 56 年以前に竣工した建築物が 4 棟（27%）を占めています。

また、地震防災上重要な施設（12 棟）に関しては、昭和 56 年以前に竣工した建築物が 4 棟（33%）を占めています。

いずれも、特定建築物と同様に、耐震診断を実施し、耐震性の有無を把握することが必要な状況におかれています。

図 2-1 特定建築物の耐震化状況

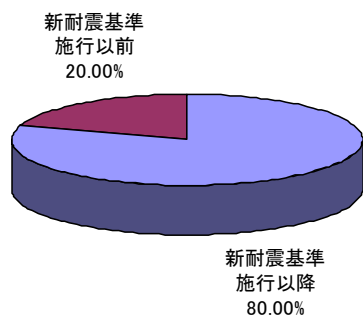
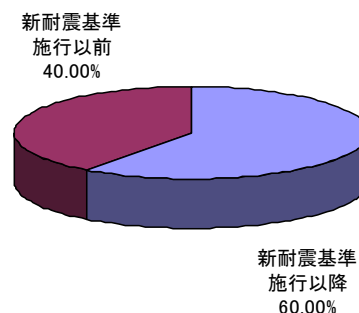


図 2-2 避難施設の耐震化状況



資料：猿払村

表2-2 村有建築物の耐震化状況

○不特定多数の者が利用する村営施設（1号特定建築物の規模・用途要件に該当する施設）

	施設名	用途	構造	階数	延べ面積 (㎡)	竣工年度	耐震診断	備考
1	鬼志別小学校（校舎）	小学校	RC造	2	2,312	1981	不要	
	鬼志別小学校（体育館）	小学校	S造	1	773	1982	不要	
	鬼志別小学校				3,085			
2	浜鬼志別小学校（校舎）	小学校	RC造	3	653	1986	不要	
	浜鬼志別小学校（特別教室棟）	小学校	RC造	1	467	1978	不要	診断済
	浜鬼志別小学校（体育館）	小学校	S造		694	1990	不要	
	浜鬼志別小学校				1,814			
3	知来別小学校（校舎）	小学校	RC造	2	1,445	1983	不要	
	知来別小学校（体育館）	小学校	S造	1	655	1983	不要	
	知来別小学校				2,100			
4	拓心中学校（校舎）	中学校	RC造	2	2,753	1984	不要	
	拓心中学校（体育館）	中学校	S造	1	1,061	1985	不要	
	拓心中学校				3,814			
5	スポーツセンター	体育館	RC造+S造	1	1,656	1980	必要	
6	農村環境改善センター	体育館	RC造	1	1,499	1984	不要	
7	生活改善センター	事務所	RC造	2	1,385	1973	必要	
8	ふるさとの家1号館	寄宿舍	RC造	2	1,602	1989	不要	
9	ふるさとの家2号館	寄宿舍	RC造	4	1,963	1993	不要	
10	猿払村役場（庁舎）	庁舎	RC造	3	3,279	1992	不要	
	猿払村役場（車庫）	車庫	SRC造	2	882	1993	不要	
	猿払村役場				4,161			

※多数の者が利用する建築物の耐震化率80%（8/10）

資料：猿払村

■：新耐震基準施行以前の建築物

表2-3 避難施設の耐震化状況

	施設名	用途	構造	階数	延べ面積 (㎡)	竣工年度	耐震診断	収容人員
1	生活改善センター	事務所	RC造	2	1,385	1973	必要	250人
2	スポーツセンター	体育館	RC造+S造	1	1,656	1980	必要	300人
3	老人憩いの家	集会所	RC造	1	494	1980	必要	90人
4	農村環境改善センター	体育館	RC造	1	1,499	1984	不要	280人
5	鬼志別小学校（校舎）	小学校	RC造	2	2,312	1981	不要	
	鬼志別小学校（体育館）	小学校	S造	1	773	1982	不要	
	鬼志別小学校				3,085			600人
6	拓心中学校（校舎）	中学校	RC造	2	2,753	1984	不要	
	拓心中学校（体育館）	中学校	S造	1	1,061	1985	不要	
	拓心中学校				3,814			700人
7	知来別小学校（校舎）	小学校	RC造	2	1,445	1983	不要	
	知来別小学校（体育館）	小学校	S造	1	655	1983	不要	
	知来別小学校				2,100			350人

表 2 - 3 避難施設の耐震化状況 (続き)

	施設名	用途	構造	階数	延べ面積 (㎡)	竣工年度	耐震診断	収容人員
8	浜鬼志別小学校 (校舎)	小学校	RC造	3	653	1986	不要	
	浜鬼志別小学校 (特別教室棟)	小学校	RC造	1	467	1978	不要	
	浜鬼志別小学校 (体育館)	小学校	S造		694	1990	不要	
	浜鬼志別小学校				1,814			520人
9	芦野小学校 (校舎)	小学校	RC造	1	1,516	1989	不要	
	芦野小学校 (体育館)	小学校	S造	1	671	1990	不要	
	芦野小学校				2,187			150人
10	浜猿払交流センター	集会所	RC造	1	549	1992	不要	150人
11	猿払地域集会所	集会所	CB造	2	361	1982	不要	80人
12	狩別地域集会所	集会所	CB造	1	220	1981	必要	40人
13	浅茅野小学校 (校舎)	小学校	RC造	1	1,541	1993	不要	
	浅茅野小学校 (体育館)	小学校	S造	1	743	1994	不要	
	浅茅野小学校				2,284			430人
14	浅茅野台地農業研修施設	集会所	RC造	1	403	1982	不要	150人
15	小石交流センター	集会所	CB造	1	362	1998	不要	80人

※避難施設耐震化率73% (11/15)

資料：猿払村

：新耐震基準施行以前の建築物

表 2 - 4 地震防災上重要な施設の耐震化状況

	施設名	用途	構造	階数	延べ面積 (㎡)	竣工年度	耐震診断	備考
1	猿払村役場 (庁舎)	庁舎	RC造	3	3,279	1992	不要	
	猿払村役場 (車庫)	車庫	SRC造	2	882	1993	不要	
	猿払村役場				4,161			
2	消防署猿払支署	庁舎	RC造	2	1,417	1997	不要	
3	猿払消防団第2分団詰所	詰所・寄り場	木造	1	58	1965	必要	
4	猿払消防団第2分団詰所増	詰所・寄り場	木造	1	12	1987	不要	
5	猿払消防団第3分団詰所	詰所・寄り場	木造	1	50	1974	必要	
6	猿払消防団第3分団詰所増	詰所・寄り場	木造	1	15	1988	不要	
7	猿払消防団第4分団詰所	詰所・寄り場	木造	1	81	1991	不要	
8	猿払消防団第7分団詰所	詰所・寄り場	木造	1	81	1991	不要	
9	猿払村国保病院	庁舎	RC造	2	2,055	1978	必要	
10	医師住宅	住宅	木造	2	148	1976	必要	
11	誠心寮	寮舎・宿舎	木造	2	498	1992	不要	
12	浅茅野診療所	保健室・医務室・衛生室	CB造	1	151	1982	不要	

※地震防災上必要な施設耐震化率66% (8/12)

資料：猿払村

：新耐震基準施行以前の建築物

④公的住宅の現状

公的住宅の耐震化の状況は、村営住宅のすべてが、新耐震基準施行以降に竣工した建築物もしくは新耐震基準施行以前に竣工した場合でも耐震性が確保されている建築物となっています。（簡耐住宅及び木造住宅については、公共住宅耐震診断・改修マニュアル（公共住宅事業者等連絡協議会編集）に基づく平面形状等の判定から耐震診断不要と判定）

表2-5 村営住宅の耐震化状況

地区名	団地名	棟数	管理戸数 (H22.2末現在)				敷地面積 (㎡)	新耐震基準 (昭和57年度) 以降の戸数	新耐震基準 (昭和57年度) 以降の割合	備考
			合計	木平	簡平	簡二 準二				
鬼志別	1.鬼志別団地	10	40	6	34	-	8,705	8	20.0%	耐震性確認済
	2.緑団地	8	16	-	16	-	3,550	8	50.0%	耐震性確認済
	3.豊里団地	24	70	6	56	8	23,238	34	48.6%	耐震性確認済
	4.苗畑団地	12	42	6	-	28	11,118	42	100.0%	耐震性確認済
	※苗畑団地	2	16	-	-	16	-	16	100.0%	耐震性確認済
浜鬼志別	5.浜鬼志別団地	8	24	-	24	-	5,136	0	0.0%	耐震性確認済
	6.新浜鬼志別団地	7	18	10	-	4	6,889	18	100.0%	耐震性確認済
	※.新浜鬼志別団地	1	2	2	-	-	-	2	100.0%	耐震性確認済
知来別	7.知来別団地	7	14	-	14	-	3,758	0	0.0%	耐震性確認済
浜猿払	8.浜猿払団地	4	8	-	8	-	1,966	0	0.0%	耐震性確認済
	9.新浜猿払団地	1	2	2	-	-	650	2	100.0%	耐震性確認済
猿払	10.猿払団地	4	8	-	8	-	2,063	0	0.0%	耐震性確認済
浅茅野	11.浅茅野団地	2	4	-	4	-	1,244	0	0.0%	耐震性確認済
	12.新浅茅野団地	4	8	8	-	-	2,768	8	100.0%	耐震性確認済
小石	13.新小石団地	1	4	4	-	-	717	4	100.0%	耐震性確認済
	合計	95	276	44	164	56	71,801	142	51.4%	

資料：猿払村

表2-6 公的住宅（村営教職員住宅（教員・職員・病院等））の耐震化状況

施設名称	用途名	構造名	階数	延床面積	建築年度	耐震診断	備考
教員住宅（4-6-1・3・4）	住宅付属建物	CB造	2	213	1974	必要	猿払簡易郵便局
第1目修寮	寮舎・宿舎	RC造	2	429	1978	必要	
第2目修寮	寮舎・宿舎	RC造	3	660	1980	必要	
教職員住宅(鬼小)	住宅	CB造		78	1981	必要	
教職員住宅(鬼小)	住宅	CB造		71	1981	必要	
教職員住宅(知小)	住宅	CB造		78	1981	必要	
教職員住宅(戸小)	住宅	CB造		76	1981	必要	
旧教住(5-7-1)	住宅	CB造		78	1982		
教職員住宅(知小)	住宅	CB造		78	1982		
教職員住宅(猿払小)	住宅	CB造		73	1982		
教職員住宅(鬼小)	住宅	CB造		73	1982		
旧教住(5-9-1)	住宅	CB造		73	1983		
職員住宅(5-9-1-1・2)	住宅	CB造		169	1984		
職員住宅(5-9-2-1・2)	住宅	CB造		169	1984		
教職員住宅(所中)	住宅	CB造		78	1984		
教職員住宅(所中)	住宅	CB造		75	1984		
教職員住宅(所中)	住宅	CB造		75	1984		
教職員住宅(浜鬼小)	住宅	CB造		78	1986		
教職員住宅(浜鬼小)	住宅	CB造		78	1987		
教職員住宅(浜鬼小)	住宅	CB造		78	1987		
教職員住宅(鬼小)	住宅	CB造		82	1988		
教職員住宅(猿払小)	住宅	木造		82	1988		
教職員住宅(浅小)	住宅	木造		82	1989		
教職員住宅(戸小)	住宅	木造		82	1990		
教職員住宅(戸小)	住宅	木造		82	1990		
ゆすり舎	寮舎・宿舎	木造	2	499	1990		
教職員住宅(所中)	住宅	木造		82	1991		
教職員住宅(所中)	住宅	木造		82	1991		
教職員住宅(浜鬼小)	住宅	木造		82	1991		
教職員住宅(鬼小・1棟4戸)	住宅	木造		296	1991		
教職員住宅(猿払小)	住宅	木造		82	1991		
教職員住宅(鬼小)	住宅	木造		82	1992		
教職員住宅(所中)	住宅	木造		82	1992		
教職員住宅(猿払小)	住宅	木造		82	1992		
教職員住宅(鬼小)	住宅	木造		82	1993		
教職員住宅(所中)	住宅	木造		82	1993		
教職員住宅(知小)	住宅	木造		82	1993		
教職員住宅(浅小)	住宅	木造		82	1994		
教職員住宅(鬼小)	住宅	木造		82	1994		
教職員住宅(戸小)	住宅	木造		82	1994		
旧教住(7-1)	住宅	木造		82	1995		
職員住宅(9-1)	住宅	木造		84	1997		
職員住宅(9-2)	住宅	木造		86	1997		
教職員住宅(鬼小)	住宅	木造		82	1998		
教職員住宅(鬼小)	住宅	木造		82	1998		
職員住宅(10-1)	住宅	木造		84	1998		
職員住宅(10-2)	住宅	木造		86	1998		
職員住宅(11-1)	住宅	木造		97	1999		
職員住宅(11-2)	住宅	木造		97	1999		
教職員住宅(所中・1棟2戸)	住宅	木造		161	2000		
教職員住宅(所中・1棟2戸)	住宅	木造		161	2000		
職員住宅(12-1)	住宅	木造		84	2000		
職員住宅(12-2)	住宅	木造		84	2000		
職員住宅(13-1)	住宅	木造		86	2001		
職員住宅(13-2)	住宅	木造		86	2001		
浅茅野小学校教職員住宅	住宅	木造		160	2010		

資料：猿払村

■：新耐震基準施行以前の建築物

## (2) 耐震化の目標

---

本計画では、地震による建築物被害や人的被害を軽減するため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国が耐震改修促進法の改正後に定めた基本的な方針に基づき、平成 27 年までに住宅及び特定建築物の 9 割の建築物を耐震化することを目標とします。

猿払村が所有・運営する建築物のうち、耐震改修促進法第 6 条に掲げられている「特定建築物」で、昭和 56 年以前に建設された施設については、早期に耐震診断を行うとともに結果の公表に取り組みます。

耐震診断の結果、耐震化が必要と診断された建築物については、個々の状況に応じて、建替え、耐震補強、用途廃止などといった方針を定め、計画的な耐震化に努めます。

猿払村が所有・運営する特定建築物以外の村営建築物については、防災上の位置づけや市街地内の立地条件などを勘案の上、耐震診断を行います。

### ①住宅の目標（住宅の必要耐震改修戸数）

住宅の目標となる耐震改修必要戸数は、通常の建替えなどによる滅失分を除き、平成 27 年時点で耐震性が確保される住宅が 9 割となるように推定します。

猿払村における人口・世帯は、平成 22 年の国勢調査時点で 2,825 人、1,220 世帯（平成 17 年の国勢調査時点で 2,940 人、1,221 世帯）となっており、将来（第 6 次猿払村総合計画、平成 27 年目標）は 2,810 人、1,210 世帯と推計・設定されています。

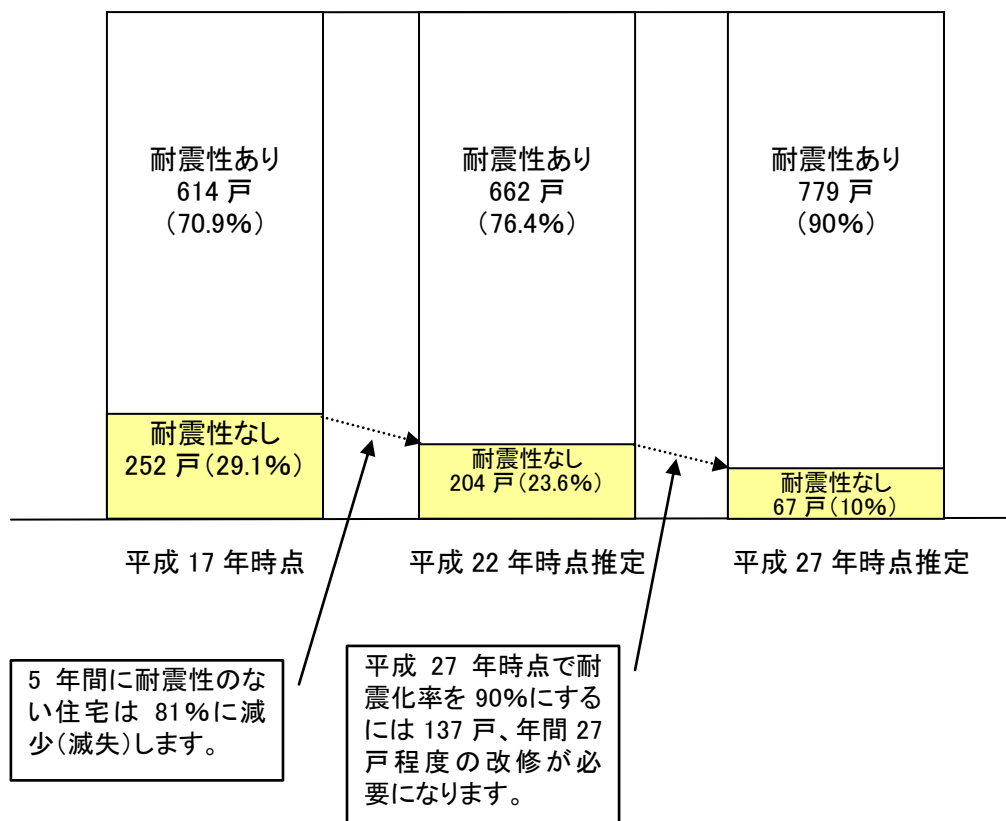
将来の住宅総数は、世帯規模が低下することを勘案して人口が減少しても大きく低下しないものとし、平成 27 年時点の住宅総数は現状値で維持されると仮定します。

また、平成 22 年時点での耐震性のない住宅は、「耐震性のない古い住宅の 5 ヶ年間の残存率」を全道平均値である 81.0%を用いて 204 戸（住宅総数の 23.6%）と推定しました。

以上の条件のもとで、国の方針である平成 27 年時点の耐震性のある住宅数の割合を 9 割とするには、平成 22 年時点を基点にして年間 27 戸程度の耐震改修が必要と推定されます。

住宅においては、この戸数の耐震改修の実施を目標とし、耐震診断・耐震改修に関する施策の実施や啓発及び知識の普及に取り組みます。

図 2-3 猿払村における住宅の耐震化の目標数



参考：北海道の住宅の残存率（減失率）、新築率の想定

平成15年調査(単位:戸)		平成10年調査(単位:戸)	
建築時期		建築時期	
昭和35年以前	86,200	昭和35年以前	99,500
昭和36年～45年	179,400	昭和36年～45年	233,000
昭和46年～55年	517,300	昭和46年～55年	632,200
昭和56年～平成2年	638,000	昭和56年～平成2年	656,900
平成3年～平成7年	318,700	平成3年～平成7年	329,400
平成8年～平成12年	311,200	平成8年～平成10年9月	147,900
平成13年～平成15年9月	121,500		
合計	2,172,300		2,098,900

残存率
86.6%
77.0%
81.8%
97.1%
96.8%

81%

資料：平成15年住宅・土地統計調査

## ②民間特定建築物の目標

猿払村において、民間企業が所有する特定建築物は、「猿払村漁業協同組合」があり、昭和56年以前に竣工した建築物になっています。

民間建築物においては、特定行政庁である北海道と連携して、耐震性の確保の必要性に関する意識の啓発や耐震診断・耐震改修に関する情報提供などに努めます。

## ③村有特定建築物（不特定多数の者が利用する村有施設）の目標

猿払村が所有・運営する特定建築物（不特定多数の者が利用する村有施設。村立小中学校を含む）については、その20%が、昭和56年以前に竣工した建築物になっています。

一方、これらの建築物は災害時における避難場所や応急活動の拠点として利用されるものもあり、耐震性の確保が重要です。

このため、耐震診断を早期に実施し、耐震性が確保されていない建築物については計画的な耐震化に取り組むこととします。

## ④公的住宅の目標

村営住宅に関しては、新耐震基準施行以降に竣工した建築物、もしくは新耐震基準施行以前に竣工した場合でも耐震性が確保されている建築物となっています。

村営教職員住宅（教員・職員・病院等）に関しては、その10%未満のみが、昭和56年以前に竣工した建築物になっています。

このため、公的住宅については、すでに耐震化の目標をクリアしています。

## 第3章 耐震改修促進に向けた施策の方針

### (1) 耐震診断及び耐震改修促進の基本方針

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、その所有者が、地震に備えた防災対策を自らの資産や生命を守るための問題として自覚し、具体的に取り組むことが大事です。

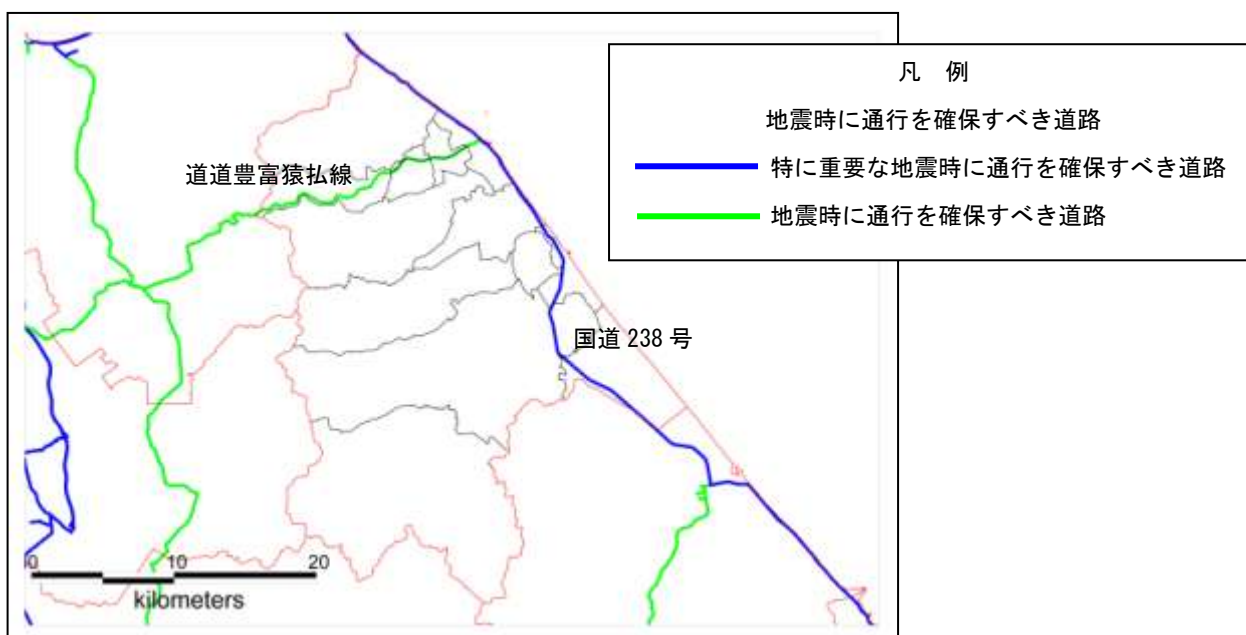
猿払村では、国や北海道と連携し、住宅・建築物の所有者の防災対策に関する取り組みをできる限り支援するとともに、村有建築物においては、避難施設を中心とした耐震改修を促進します。

### (2) 地震時に通行を確保すべき道路

北海道耐震改修促進計画では、地震発生の直後から災害拠点間の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（平成17年、北海道）に指定する道路を、耐震改修促進法第5条第3項第1号による「地震時に通行を確保すべき道路」として指定しており、その道路に接する建築物は、同法第6条第3号の適用を受けます。

また、「地震時に通行を確保すべき道路」のうち、災害時の拠点施設を連結し、多数の人々の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送などの観点から、第一次緊急輸送道路に区分されている道路については「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」として指定しているため、特に、その道路に接する特定建築物の耐震性の確保が重要です。

図3-1 地震時に通行を確保すべき道路と地域



### (3) 重点的に耐震化を推進する地域と建築物

「地震時に通行を確保すべき道路」（特に、「特に重要な緊急輸送道路」）の沿道にある特定建築物について、重点的に耐震化を促進する必要があり、地震による倒壊により通行を妨げる恐れのある建築物（耐震改修促進法第7条に基づく建築物）の所有者に対しては、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう、建築基準法に基づく特定行政庁である北海道との連携のもとで指導及び助言並びに指示等を行っていきます。

猿払村には、地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物で、地震による倒壊により通行を妨げる恐れのある建築物はありませんが、積雪時における地震時の通行の確保充実の観点から、必要に応じて助言等を行うとともに、避難所に指定されている村有特定建築物については、重点的に耐震化を促進します。

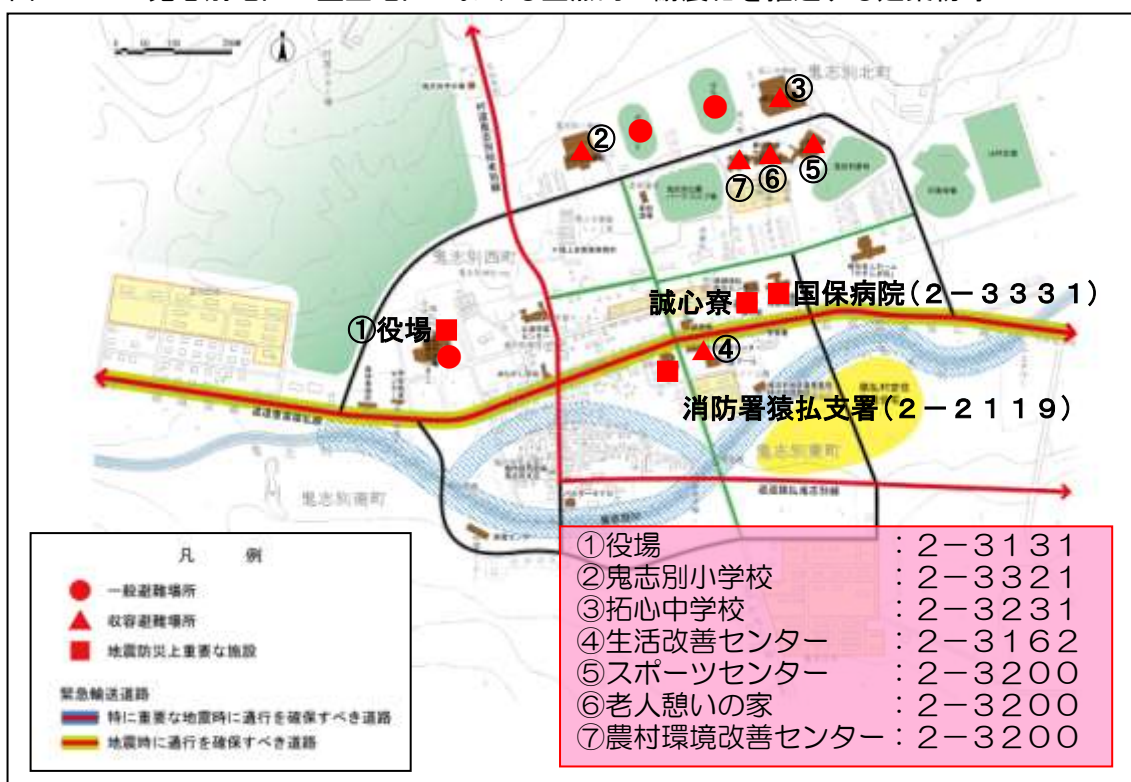
#### ① 鬼志別地区・豊里地区

鬼志別地区・豊里地区では、道道豊富猿払線が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所は、役場前広場、鬼志別小学校グラウンド、拓心中学校グラウンドであり、収容避難所施設は、猿払村生活改善センター、猿払村スポーツセンター、猿払村老人憩いの家、猿払村農村環境改善センター、鬼志別小学校、拓心中学校です。

耐震化の対象となるのは、猿払村生活改善センター、猿払村スポーツセンター、猿払村老人憩いの家です。

図3-2 鬼志別地区・豊里地区における重点的に耐震化を推進する建築物等



②小石地区

小石地区では、道道豊富猿払線が緊急輸送道路となっています。

また、小石交流センターが、一時避難場所・収容避難所施設です。

図 3-3 小石地区における重点的に耐震化を推進する建築物等

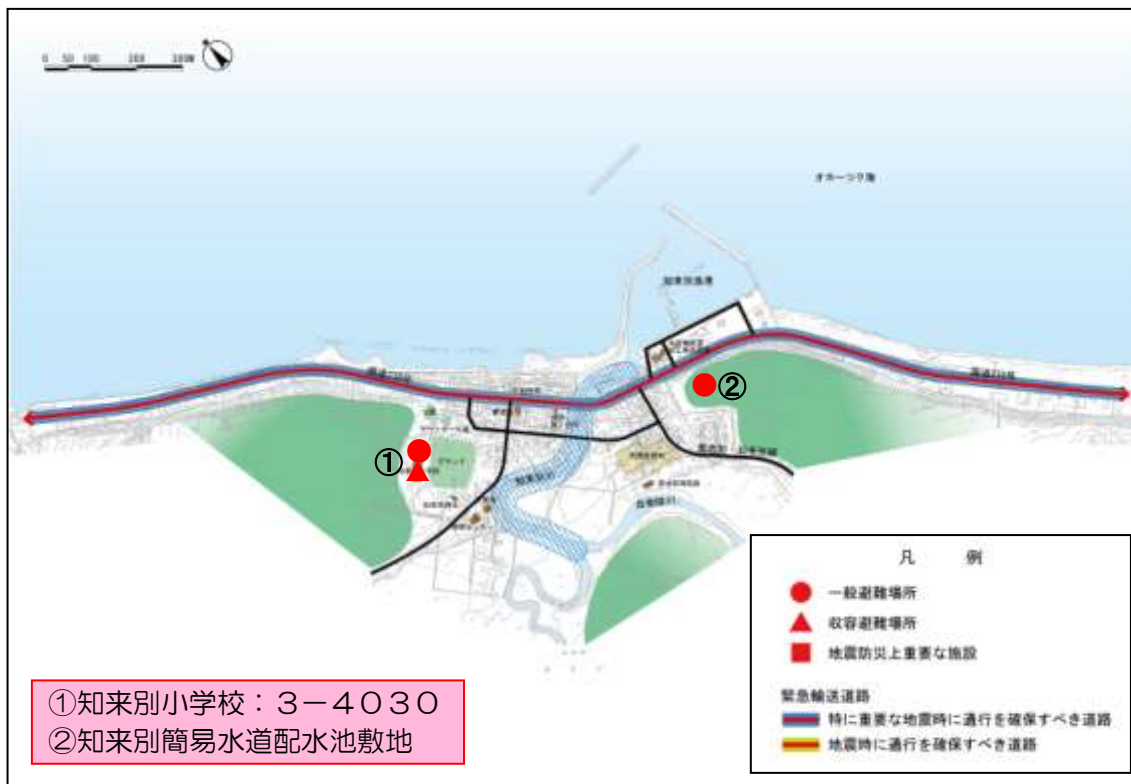


③知来別地区

知来別地区では、国道 238 号が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所は、知来別小学校裏山、知来別簡易水道配水池敷地であり、収容避難所施設は、知来別小学校です。

図 3-4 知来別地区における重点的に耐震化を推進する建築物等



#### ④ 芦野地区

知来別地区では、国道 238 号が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所は、芦野小学校グラウンドであり、収容避難所施設は、芦野小学校です。

図 3-5 芦野地区における重点的に耐震化を推進する建築物等



#### ⑤ 浜鬼志別地区

浜鬼志別地区では、国道 238 号と道道豊富猿払線が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所は、浜鬼志別小学校グラウンド、浜鬼志別神社敷地であり、収容避難所施設は、浜鬼志別小学校です。

図 3-6 浜鬼志別地区における重点的に耐震化を推進する建築物等

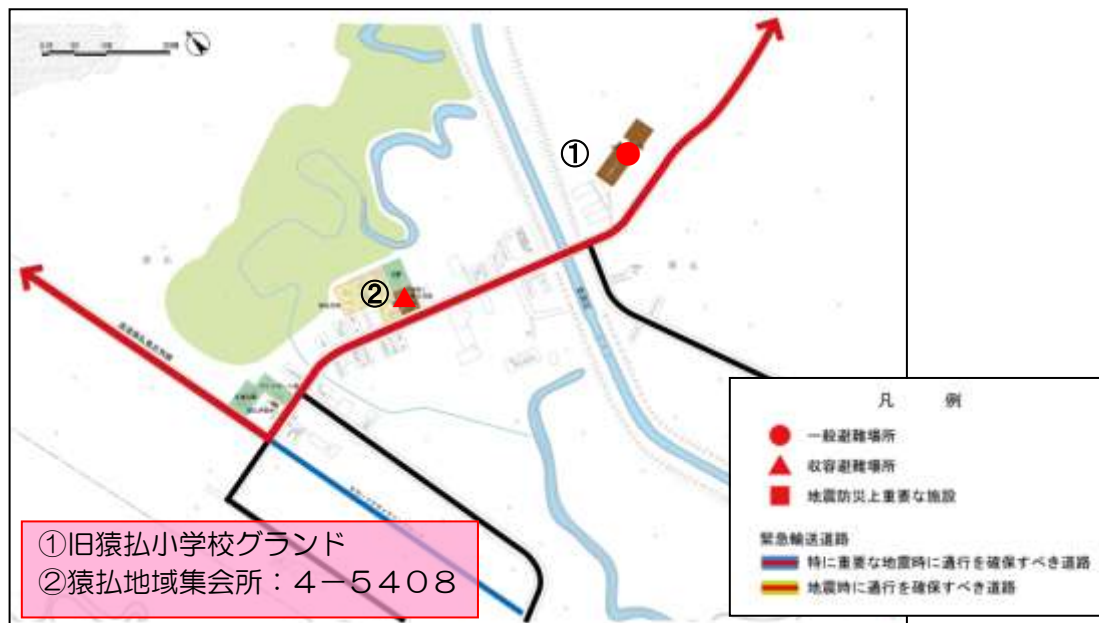


⑥猿払地区

猿払地区では、緊急輸送道路がありません。

また、一時避難場所は、旧猿払小学校グラウンドであり、収容避難所施設は、猿払地域集会所です。

図 3-7 猿払地区における重点的に耐震化を推進する建築物等



⑦浜猿払地区

浜鬼志別地区では、国道 238 号が緊急輸送道路です。

また、一時避難場所・収容避難所施設は、浜猿払交流センター（駐車場）です。

図 3-8 浜猿払地区における重点的に耐震化を推進する建築物等



⑧浅茅野地区

浅茅野地区では、国道 238 号が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所・収容避難所施設は、浅茅野小学校（グラウンド）です。

図 3-9 浅茅野地区における重点的に耐震化を推進する建築物等

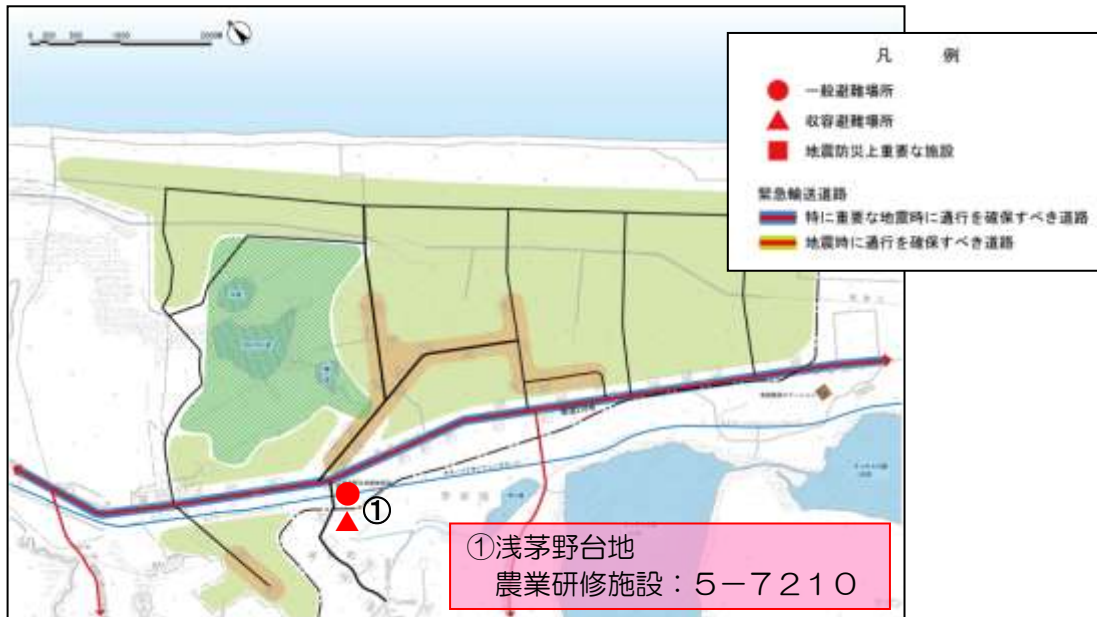


⑨浅茅野台地区

浅茅野台地区では、国道 238 号が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所・収容避難所施設は、浅茅野台地農業研修施設です。

図 3-10 浅茅野台地区における重点的に耐震化を推進する建築物等

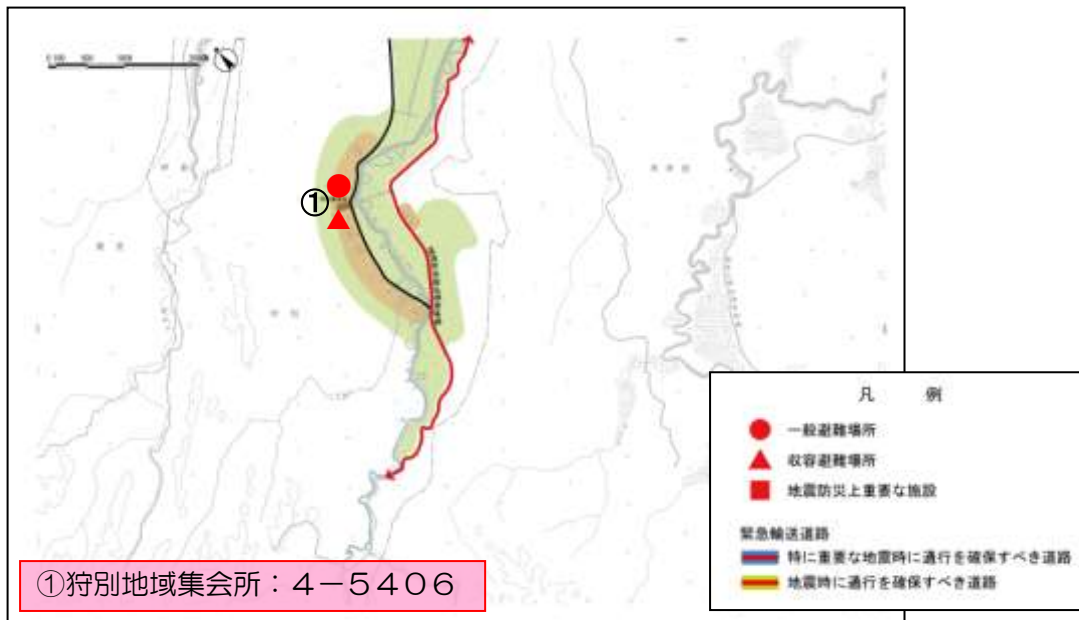


### ⑩狩別地区

狩別地区では、緊急輸送道路がありません。

また、一時避難場所・収容避難所施設は、狩別地域集会所で、耐震化の対象です。

図3-11 狩別地区における重点的に耐震化を推進する建築物等



## (4) 支援施策

---

### ①総合的な取り組みの推進

猿払村は、民間建築物の耐震化を進めるため、「耐震化に向けた村民の意識啓発」、「北海道との協力による建築物所有者への指導及び助言」、「耐震改修に関わる支援制度（別表参照）の情報提供」など、各種施策を総合的に進めます。

### ②専門家の資質、技術向上に向けた情報の提供

適切な耐震診断・耐震改修の実施には、耐震診断・耐震改修に係る施工者や設計者、工事監理者等といった専門家の知識を増やし、技術力を高めることが必要になります。

このため、猿払村は、北海道との連携・協力により関連研究会や講習会などの情報提供に努め、専門家の技術力等の向上を図ります。

また、北海道の開催する住宅相談員研修会へ職員を派遣するなどして、耐震診断・耐震改修のほか多様な相談に対応できる人材を育成します。

### ③相談体制の整備

猿払村では、既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する相談に総合的に応えられる体制を構築し、特に施工者や設計者、工事監理者等といった専門家について提供できる情報を充実させます。

また、住宅に関する一般的な相談やバリアフリー化等のためのリフォームに関する相談にも対応できるよう取り組みます。

さらに、北海道が住宅の耐震改修を促進するために取り組んでいる「戸建て木造住宅の無料耐震診断」など、関係機関の耐震化にむけた取り組みを紹介します。

### ④「猿払村持家住宅建設促進助成条例」の見直しによる耐震化支援の検討

猿払村では、村に定住する方を増やし、住環境の充実と地域経済の発展を図ることを目的として、猿払村持家住宅建設促進基金を活用した「猿払村持家住宅建設促進助成条例」を制定しております。（実施期間は平成26年3月31日まで）

この条例の制定により、自己の居住用として、平成21年4月以降に持家住宅を新築登記した方に50万円の助成金を交付し、更に、建築主体工事契約で、村内に本社の住所を有する企業と契約し、施工した場合には、150万円を加算して助成金を交付しています。

一方、耐震化率を高める上で有効な老朽住宅の除却や、（新耐震基準を満たしてはいるものの）より耐震性を高めた方が住宅ストックとしての価値が高まる住宅の耐震補強などが有効であり、重要と考えられます。

以上のことから、猿払村ではこれまでの新築住宅建設支援だけでなく、省エネルギー工事やリフォーム工事といった住宅改修事業とともに、平成27年時点で耐震化率を90%に

するための年間 27 戸程度の改修等のために、老朽住宅解体工事や耐震補強・構造強化工事などの支援を目的とした条例見直しを、平成 26 年度以降に検討します。

参考：耐震改修に関わる支援制度の概要

制度名		概要
融資制度		<p>(独) 住宅金融支援機構融資 (耐震改修工事)</p> <p>●融資限度額 (基本融資額) : 1,000 万円 (住宅部分の工事費の 80%が上限)</p> <p>高齢者向け返済特例制度を利用する方は住宅部分工事費の 100%が上限となります。</p> <p>●金利</p> <p>1) 高齢者向け返済特例制度を利用する場合 ・全期間 年 2.97%</p> <p>2) 高齢者向け返済特例制度以外の場合 ・返済期間 1~10 年以内 : 2.08% ・返済期間 11~20 年以内 : 2.70%</p> <p>(平成 21 年 9 月現在)</p>
税制度	住宅ローン減税制度	<p>新築等の場合、10 年間ローン残高の 1.0% (最高 50 万円) を所得税額から控除されます</p> <p>※中古住宅の取得の場合、築後 20 年以内又は地震に対する安全な構造方法に関する技術基準に適合するマンション等の住宅についても同様に所得税額から控除する</p>
	耐震改修促進税制	<p>●所得税 地方公共団体の支援を前提に、耐震改修に要した費用の 10% 相当額 (上限 20 万円) を所得税額から控除される</p> <p>●固定資産税 昭和 56 年以前の住宅で、工事費 30 万円以上の耐震改修工事を行った場合、工事実施期間により 1~3 年間、当該住宅の 120 m<sup>2</sup>相当分部分について固定資産税を 1/2 に減額する</p>
地震保険の保険料率の割引		<p>耐震診断や耐震改修を行い、現行の耐震基準に適合していることが確認できる場合には、地震保険料が割引されます</p> <p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級に適合している場合には、耐震等級に応じて地震保険料が割引されます (建設住宅性能評価書 (写) 等が必要になります)</p>

# 第4章 耐震改修促進に向けた普及啓発、知識の普及に向けた方針

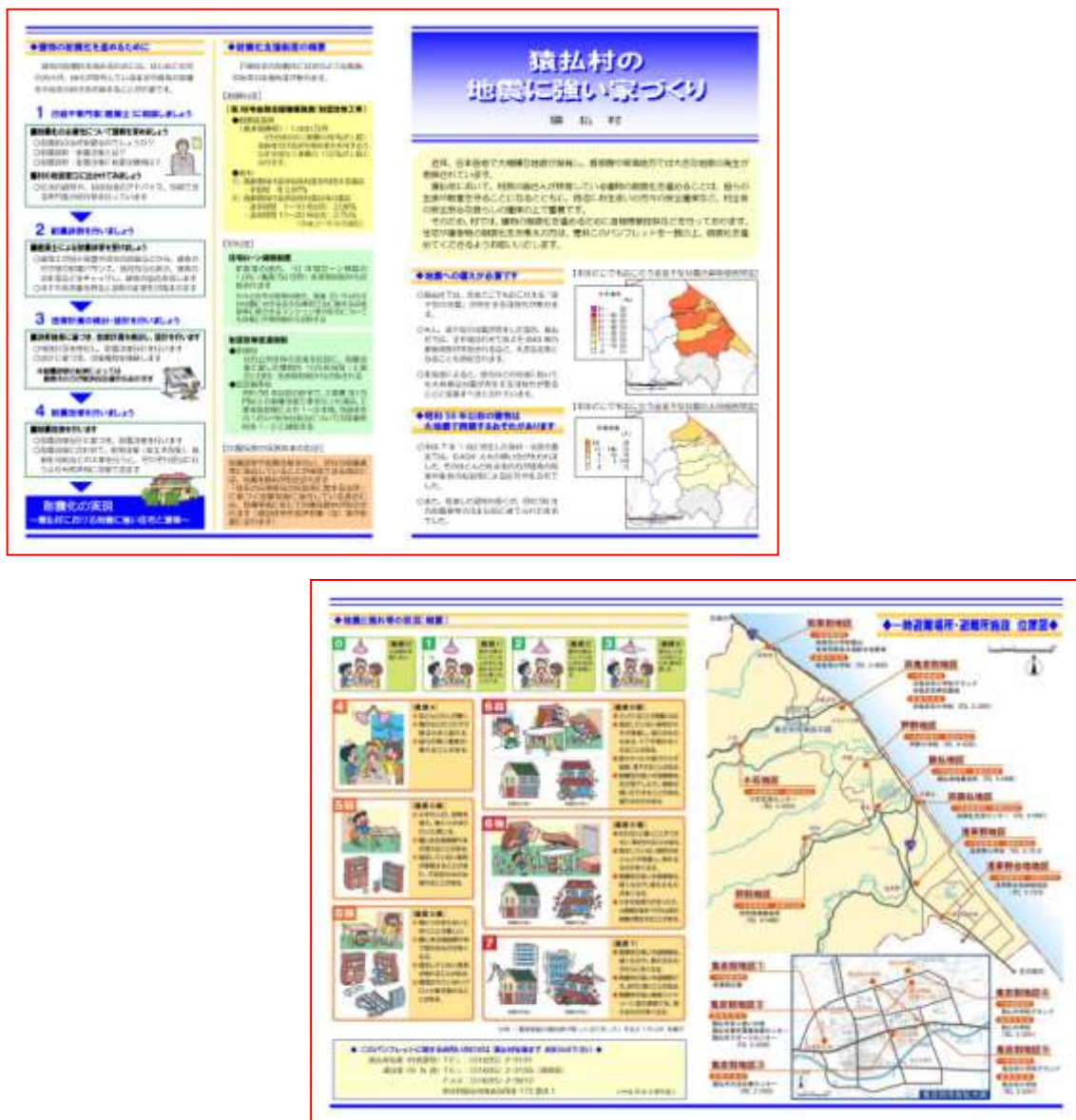
## (1) 耐震化に係る啓発活動

### 1) 情報の提供

#### ①パンフレット等の配布

耐震診断や耐震改修に関する村民の関心を高めるとともに、必要な備えを広く周知するため、猿払村における地震の特性や、耐震診断・耐震改修を支援する制度などを伝えるパンフレットを作成し、広く村民に配布することを検討します。

図4-1 パンフレットのイメージ

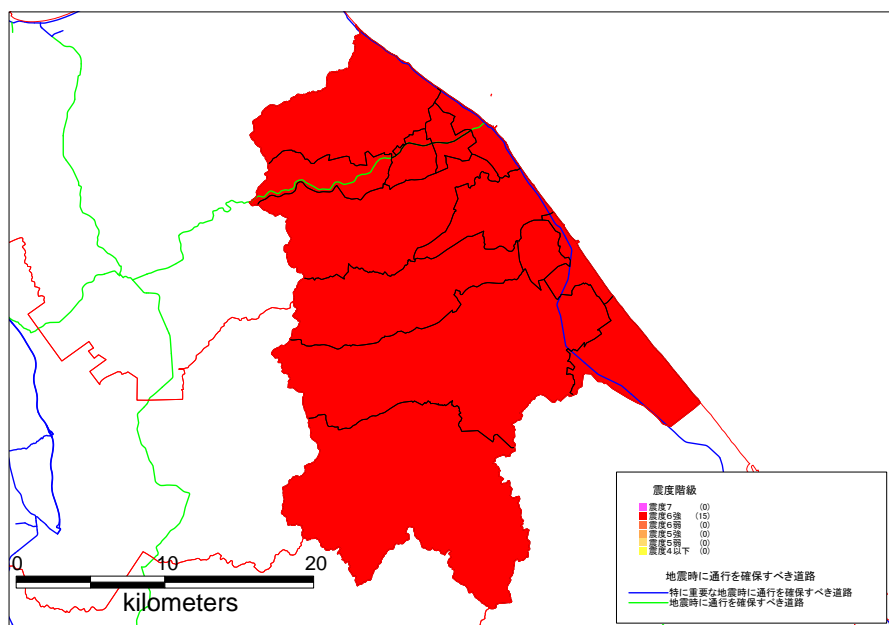


## ②地震ハザードマップの作成検討

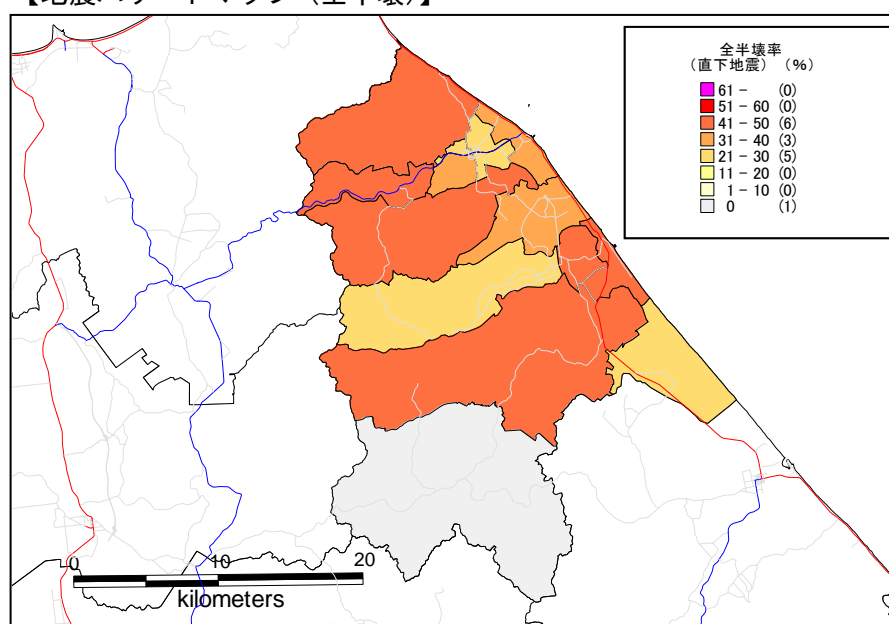
住宅や建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題や地域の問題として理解できるよう、発生の恐れのある地震のゆれやすさやそれによる建築物被害の程度などを地図上に表した地震ハザードマップの作成について検討します。

図4-2 地震ハザードマップのイメージ

### 【ゆれやすさマップ】



### 【地震ハザードマップ（全半壊）】



### ③各種イベント、講習会等の活用

地震対策に関する各種セミナー、講演会の情報提供に努めます。

また、防災や防火に関するイベント開催等の情報提供に努め、既存の住宅や建築物の耐震診断・耐震改修の重要性について普及・啓発を行うとともに、北海道の実施する住宅の性能向上リフォームの普及とあわせた一般向けリフォームセミナーの開催を後援します。

### ④その他の情報提供

北海道では、財団法人北海道建築指導センター内に「北の住まい情報プラザ」を設け、インターネット上の住まいに関するポータルサイト「Do 住まい」を活用し、住宅・建築物所有者等や建築技術者ニーズに対応した耐震診断・耐震改修に係る情報提供を行っています。

猿払村は、こうした北海道の取り組みと連携し、相談窓口などを通じて地震防災パンフレット等普及・啓発ツールの配布を始め、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に関する情報の提供に努めます。

## 2) 住民の自発的な取り組みの支援

### ①地域の取り組み支援

地域の住民が主体となった地震防災対策の取り組みを支援するため、地域における懇談会や防災訓練等の機会に職員を派遣し、耐震診断・耐震改修に係る情報提供を行います。

### ②リフォームに合わせた耐震改修の周知・誘導

住民が、住宅のリフォームに際して耐震改修も合わせて実施するように、設計者、施工者などと連携・協力し、耐震改修の周知・誘導に努めます。

#### 【建築物の耐震化を進めるための周知内容（例）】

1 行政や専門家（建築士）に相談しましょう

■耐震化の必要性について理解を深めましょう

○耐震化はなぜ必要なのでしょう？

○耐震診断・耐震改修とは？

○耐震診断・耐震改修に必要な費用は？

■村の相談窓口に出かけてみましょう

○村民の疑問や、助成制度のアドバイス、信頼できる専門家の紹介等を行っています

2 耐震診断を行いましょう

■建築士による耐震診断を受けましょう

○建築士が設計図書や現地の調査などから、建物の柱や壁の配置バランス、接合部分の状

況、建物の劣化度などをチェックし、建物の弱点を探します

○床下や天井裏を見ると診断の正確性が高まります

### 3 改修計画の検討・設計を行いましょ

■診断結果に基づき、改修計画を検討し、設計を行います

○補強計画を検討し、耐震改修設計を行います

○設計に基づき、改修費用を積算します

※耐震診断の結果によっては建替えの方が経済的な場合もあります

### 4 耐震改修を行いましょ

■耐震改修を行います

○耐震改修設計に基づき、耐震改修を行います

○耐震改修に合わせて、断熱改修（省エネ改修）、高齢化対応などの工事を行うと、それぞれ個別に行うよりも経済的に改修できます

## ③家具の転倒防止

住宅内の家具等の転倒による被害を軽減するため、パンフレットの配布等を通じて、それらの防止対策の普及・啓発に努めます。

### 【身近な地震対策の周知内容（例）】

#### ■タンス

- ・L字金具などで固定する
- ・2段重ねの家具は、上下を平型金具で連結する

#### ■食器棚

- ・L字金具などで固定する
- ・棚板には滑り止めを敷く
- ・ガラス部分には飛散防止のフィルムを貼る
- ・開き戸が地震の揺れで開かないように金具をつける

#### ■棚

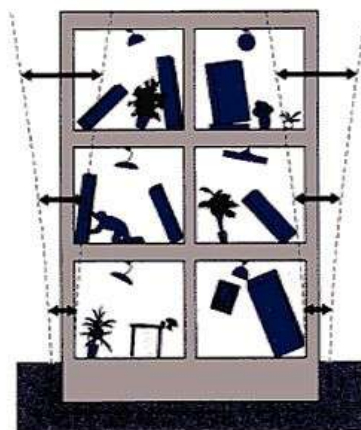
- ・棚板の前の端と両端に落下防止の枠をつける

#### ■テレビ

- ・できるだけ低い位置で固定する
- ・転倒防止パッキンをはさむ

#### ■その他

- ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る



※：総務省消防庁HPより

#### ④自動販売機の転倒防止

村内で屋外に設置されている自動販売機の転倒による被害を軽減するため、自動販売機メーカー、清涼飲料・タバコ・酒類の小売団体等の協力要請を行い、それらの防止対策の普及・啓発に努めます。

#### ⑤建築物敷地等の安全対策

これまでの建築物における地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

このため、北海道と協力し、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策の普及に努めます。

また、地震に伴う崖崩れ等による建築物被害を避けるため、がけ地などに近接する住宅を対象に、「がけ地近接等危険住宅移転事業」等の活用を図り、敷地の安全対策を推進します。

## **(2) 総合的な安全対策など関連施策の推進**

---

### **1) 北海道及び関係団体との連携について**

猿払村では、特定行政庁である北海道と連携を図り、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」（以下、促進会議とする）に参加し、本計画の着実な推進を図ります。

なお、促進会議は、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体の取り組みの情報交換の場として定期的開催される予定です。

### **2) 計画推進体制の構築について**

今後、計画の推進に向けて庁内の関係部局が連携し、計画の推進に向けて所管する村営建築物及び民間建築物の耐震化について取り組んでいきます。

**猿払村**

〒098-6232 北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1

TEL 01635-2-3131 (建設課建築係)